

市民課での手続き内容と必要なもの（1 番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
世帯主が 亡くなった世帯	世帯主変更届※1	・ 本人確認書類 ・ 同世帯員以外の代理人がお越しの場合は委任状	内線 市民係 303 304
印鑑登録証、 住民基本台帳カード をお持ちの人	印鑑登録証、 住民基本台帳カードの返納	・ 印鑑登録証 ・ 住民基本台帳カード	
通知カードまたは マイナンバーカード をお持ちの人	通知カードまたは マイナンバーカードの返納 ※2	・ 通知カードまたは マイナンバーカード	

■本人確認書類は以下のものをお持ちください■

顔写真付きのもの 1 点（運転免許証、旅券、マイナンバーカード等）または、
顔写真がないもの 2 点（健康保険証、年金手帳、通帳、資格確認書、資格情報のお知らせ等）

※1 一人世帯の場合には世帯主変更届の必要はありません。世帯構成員が複数人いる世帯の世帯主が亡くなった場合、新たに世帯主を決めていただく必要がありますので、手続きにお越しの前に決めてください。ただし、2 人世帯で世帯主が亡くなった場合は、自動的にもう 1 人が世帯主になります。

※2 亡くなられた人の通知カードまたはマイナンバーカードは、金融機関などの各種お手続きに必要な場合があるため、すべての手続きが完了後、返納してください。